

中国で新しく制定された法令に関する情報をタイムリーにご紹介します。
中国における会社設立・経営・紛争処理等に必要・有益な情報をお届けします。

H&H 中国最新法令情報

No. 50

2017 年 4 月 28 日

「H&H中国最新法令情報」(No. 50)をお送りします。

本号の《主要法令》では、2016年10月1日から12月31日までに発布又は施行された法令を紹介しています。また、《中国法務「基本のき」》では、「中国における所有権留保」を取り上げました。

ご一読いただければと思います。

久田・橋口法律事務所

目次

■ 主要法令(10～12 月)	2
【法律】	2
中華人民共和国インターネット安全法	2
「中華人民共和国対外貿易法」等 12 部法律の改正に関する決定	2
中華人民共和国環境保護税法	2
【部門規章】	3
外商投資企業設立及び変更届出管理暫定弁法	3
国家發展改革委員会・商務部公告 2016 年第 22 号	3
企業簡易抹消登記改革の全面推進に関する指導意見	4
【司法解釈】	4
民事執行における当事者の変更、追加の若干問題に関する規定	4
独立保証状紛争案件の審理における若干問題に関する規定	5
■ 中国法務「基本のき」	6

主要法令(10～12月)

【法律】

■ 中华人民共和国网络安全法

[发布部门] 全国人民代表大会常务委员会

[发布文号] 主席令第 53 号

[发布日期] 2016 年 11 月 7 日

[实施日期] 2017 年 6 月 1 日

[概要]

本法为对网络建设、运营、维护和使用及监督管理等网络安全管理整体作出规定的法律，对个人信息的保护规则及核心信息基础设施的安全保护制度等也重点地作出规定，为将来建立相关制度提供法律依据。

[法令原文] http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2016-11/07/content_2001605.htm

■ 中華人民共和国インターネット安全法

[発布部門] 全国人民代表大会常務委員会

[発布番号] 主席令第 53 号

[発布期日] 2016 年 11 月 7 日

[実施期日] 2017 年 6 月 1 日

[概要]

本法はインターネットの設置、運営、メンテナンス、使用及び監督管理などインターネットの安全管理全般を規律する法律であり、個人情報保護規則及び中核情報基礎施設の安全保護制度などについても重点的に規定し、将来の関係制度の設立に法的根拠を提供している。

■ 关于修改《中华人民共和国对外贸易法》等十二部法律的决定

[发布部门] 全国人民代表大会常务委员会

[发布文号] 主席令第 57 号

[发布日期] 2016 年 11 月 7 日

[实施日期] 2016 年 11 月 7 日

[概要]

本决定对 12 部法律进行了修改，其中有《中外合作经营企业法》。基于该法修改前的第 21 条第 2 款的规定，中外合作经营企业的外国合作者即使在缴纳所得税前亦可以先行回收投资，但是须取得财政税务机关的批准。本决定废止了该审批程序。

[法令原文] http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2016-11/07/content_2001578.htm

■ 「中華人民共和国對外貿易法」等 12 部法律の改正に関する決定

[発布部門] 全国人民代表大会常務委員会

[発布番号] 主席令第 57 号

[発布期日] 2016 年 11 月 7 日

[実施期日] 2016 年 11 月 7 日

[概要]

本決定は 12 の法律を改正したが、その中には「中外合作經營企業法」がある。同法の改正前の第 21 条第 2 項によると、中外合作經營企業の外国側当事者は所得税納付前であっても投資を先行回収することができたが、財政稅務機關の認可を得なければならなかった。本決定はこの審査認可手続を廃止した。

■ 中华人民共和国环境保护税法

[发布部门] 全国人民代表大会常务委员会

[发布文号] 主席令第 61 号

[发布日期] 2016 年 12 月 25 日

[实施日期] 2018 年 1 月 1 日

[概要]

为了应对严重的大气污染等公害问题，制定了本法，将迄今为止向环境污染企业征收的“排污费”

■ 中華人民共和国環境保護税法

[発布部門] 全国人民代表大会常務委員会

[発布番号] 主席令第 61 号

[発布期日] 2016 年 12 月 25 日

[実施期日] 2018 年 1 月 1 日

[概要]

深刻な大気汚染などの公害問題に対処するため、本法が制定され、これまで環境汚染企業に課

变更为“环境保护税”。作为应税对象的污染物为大气污染物、水污染物、固体废物和噪声（第3条）。

对农业生产、机动车、铁路机车等交通工具、不超过国家和地方规定的排放标准的污水、垃圾处理及固体废物的综合利用等免征环境保护税（第12条）。

[法令原文] http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2016-12/25/content_2004993.htm

【部門規章】

■ 外商投资企业设立及变更备案管理暂行办法

[发布部门] 商务部

[发布文号] 商务部令 2016 年第 3 号

[发布日期] 2016 年 10 月 8 日

[实施日期] 2016 年 10 月 8 日

[概要]

如上一期所介绍的，2016 年 9 月 3 日，修改了关于外商投资企业的 4 部法律，外商投资企业的设立及重要事项的变更由审批制变更为备案管理制。本办法为商务部基于此对备案手续作出的规定。

本办法适用于不实施“准入特别管理措施”的外商投资企业（第2条）。本办法规定的备案手续在设立时于企业名称预先核准后营业执照签发前或签发后 30 日内，在重大事项的变更时于发生变更后 30 日内向商务部门申请办理。商务部门对备案材料的记载仅进行形式上的审查。

外商投资企业收购中国的内资企业时，由于在本办法中未作出规定，因此需要按照一直以来的方式接受商务部门的预先审查，并取得批准。

[法令原文] <http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201610/20161001404974.shtml>

■ 国家发展改革委・商务部公告 2016 年第 22 号

[发布部门] 国家发展改革委、商务部

[发布文号] 公告 2016 年第 22 号

[发布日期] 2016 年 10 月 8 日

[实施日期] 2016 年 10 月 8 日

[概要]

されてきた「排污費」が「環境保護税」に轉換された。課税対象となる汚染物は、大気汚染物質、水汚染物質、固体廃棄物、騒音である（第3条）。

農業生産、自動車、鉄道等の交通手段、国及び地方の排出基準を超えない污水、ごみ処理及び固体廃棄物の综合利用等は免税となっている（第12条）。

■ 外商投資企業設立及び變更届出管理暫定弁法

[發布部門] 商務部

[發布番号] 商務部令 2016 年第 3 号

[發布期日] 2016 年 10 月 8 日

[實施期日] 2016 年 10 月 8 日

[概要]

前号で紹介したとおり、2016 年 9 月 3 日、外商投資企業に関する 4 件の法律が改正され、外商投資企業の設立及び重要事項の變更が審査認可制から届出管理制に変更された。本弁法は、これを受けて、商務部が届出手続について制定したものである。

本弁法は、「参入特別管理措置」が実施されない外商投資企業に適用される（第2条）。本弁法に基づく届出手続は、設立の場合は企業名称予備審査後營業許可証の発行前又は発行後 30 日以内に、重要事項の變更の場合は變更發生後 30 日以内に商務部門に行わなければならない（第5条、第6条）。商務部門は、届出書類の記載について形式審査のみを行う。

外商投資企業が中国の内資企業を買収する場合は、本弁法に規定されていないため、これまでどおり商務部門による事前審査を受け、認可を得る必要がある。

■ 國家發展改革委員會・商務部公告 2016 年第 22 号

[發布部門] 國家發展改革委員會・商務部

[發布番号] 公告 2016 年第 22 号

[發布期日] 2016 年 10 月 8 日

[實施期日] 2016 年 10 月 8 日

[概要]

基于 2016 年 9 月 3 日对关于外商投资企业的 4 部法律作出的修改，本公告对实施“准入特别管理措施”、维持审批制的外商投资企业的范围作出了规定。

基于该公告，其范围为属于《外商投资产业指导目录（2015 年版）》中限制类和禁止类的企业，以及鼓励类中有股权比例或高级管理人员限制的企业。另外，通过外资进行收购时，需要接受商务部门的预先核准。

本公告は、2016 年 9 月 3 日に外商投資企業に関する 4 件の法律が改正されたのを受けて、「参入特別管理措置」が実施され、審査認可制が維持される外商投資企業の範囲を定めたものである。

これによると、その範囲は「外商投資産業指導目録（2015 年版）」の制限類、禁止類に属する企業、及び奨励類のうち持分比率又は高級管理職員の制限がある企業である。なお、外資による買収については、商務部門による事前の審査認可が必要となる。

[法令原文] <http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/201610/20161001404973.shtml>

■ 关于全面推进企业简易注销登记改革的指导意见

[发布部门] 国家工商行政管理总局

[发布文号] 工商企注字（2016）253 号

[发布日期] 2016 年 12 月 27 日

[实施日期] 2017 年 3 月 1 日

[概要]

企业简易注销登记为只要提交《申请书》、《授权委托书》、《全体投资人承诺书》及《营业执照》即可申请注销登记。基于此，无需提交清算报告、投资人决议、清税证明、清算组备案证明、刊登公告的报纸等材料。登记注销公告为在“国家企业信用信息公示系统”的“简易注销公告”栏上公告 45 天即可。

本制度自 2015 年起在上海市、江苏省、宁波市、深圳市的部分地域试行（工商企注字（2015）2 号），但是自 2017 年 3 月 1 日起实施范围扩大至全国。但是，实施“准入特别管理措施”、适用审批制的外商投资企业不能利用该制度。

[法令原文] http://qyj.saic.gov.cn/wjfb/gszjfb/201612/t20161227_173756.html

■ 企業簡易抹消登記改革の全面推進に関する指導意見

[発布部門] 国家工商行政管理総局

[発布番号] 工商企注字（2016）253 号

[発布期日] 2016 年 12 月 27 日

[実施期日] 2017 年 3 月 1 日

[概要]

企業簡易抹消登記というのは、「申請書」、「授權委託書」、「出資者全員承諾書」及び「營業許可証」を提出すれば抹消登記を申請することができるものである。これによると、清算報告書、出資者決議、税金完納証明書、清算組届出証明、公告掲載新聞紙等の資料を提出する必要がある。登記抹消の公告も「国家企業信用情報公示システム」の「簡易抹消公告」欄で 45 日間を公告すればよい。

この制度は、2015 年から上海市、江蘇省、寧波市、深圳市の一部の区域に試験的に導入されていたが（工商企注字（2015）2 号）、本指導意見により、2017 年 3 月 1 日から実施地域が全国に拡大された。但し、「参入特別管理措置」が実施され、審査認可制が適用される外商投資企業はこの制度を利用することができない。

【司法解釈】

■ 关于民事执行中变更、追加当事人若干问题的规定

[发布部门] 最高人民法院

[发布文号] 法释[2016]21 号

[发布日期] 2016 年 11 月 7 日

[实施日期] 2016 年 12 月 1 日

[概要]

■ 民事執行における当事者の変更、追加の若干問題に関する規定

[発布部門] 最高人民法院

[発布番号] 法释[2016]21 号

[発布期日] 2016 年 11 月 7 日

[実施期日] 2016 年 12 月 1 日

[概要]

在中国的执行实务中，经常有债权人在取得胜诉判决的阶段将债权转让给第三方的情形。在执行阶段也经常发生债权人或债务人的承继。但是，由于没有与此相关的规定，因此各地法院的程序不统一。

本规定为了消除这一不统一而作出的规定，对申请执行人或被执行人的变更、追加原则等作出了规定。

[法令原文] <http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-30091.html>

■ 关于审理独立保函纠纷案件若干问题的规定

[发布部门] 最高人民法院

[发布文号] 法释[2016]24号

[发布日期] 2016年11月18日

[实施日期] 2016年12月1日

[概要]

“独立保函”在中国企业在与国外企业进行交易中被大量使用，但是在中国的《担保法》等中没有与此相关的规定，中国未加入相关国际公约（例如，URDG785）。因此，最高人民法院通过本规定对独立保函的性质、独立保函的效力规则、对独立保函欺诈的认定，在境内的使用等作出了规定。

[法令原文] <http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-31291.html>

中国の執行実務においては、債権者が勝訴判決を取得した段階で債権を第三者に譲渡することがよくある。執行段階において債権者又は債務者の承継が発生する場合もよくある。しかし、この点に関する規定がないため、各地の法院の手続が統一されていなかった。

本規定は、この不統一を解消するために制定されたもので、執行申立人または被執行人の変更・追加の原則等について規定している。

■ 独立保証状紛争案件の審理における若干問題に関する規定

[発布部門] 最高人民法院

[発布番号] 法釈[2016]24号

[発布期日] 2016年11月18日

[実施期日] 2016年12月1日

[概要]

「独立保証状」は中国企業が海外企業と取引を行う際に大量に利用されているが、中国の「担保法」等にはこれに関する規定がなく、中国は関係国際条約（例えばURDG785）に加入していない。そのため、最高人民法院は本規定により、独立保証状の性質、独立保証状の効力規則、独立保証状による詐欺の認定、国内における使用等について規定した。

【劉楠、臧晶】

中国法務「基本のき」

中国における所有権留保

【ご質問】 中国で売買契約に所有権留保特約を付けた場合、日本法の下での所有権留保と同様の効力が認められますか。

所有権留保は、売買契約において目的物が買主に引渡された後も一定の条件が満たされるまで（たとえば、売買代金が完済されるまで）、売主がその所有権を留保する制度です。売買代金が分割払いされる場合等に、売主の債権の担保として利用されます。

■ 所有権留保に関する規定

中国の「契約法」第 134 条は次のように規定して、売買の目的物について所有権を留保することを認めています。

「当事者は、売買契約において、買主が代金の支払い又はその他の義務を履行しない場合、目的物の所有権が買主に属する旨を約定することができる。」

これによると、中国では、所有権留保特約が無制限に認められるように見えますが、そうではありません。所有権留保特約については、「最高人民法院の売買契約紛争案件の審理における法律適用問題に関する解釈」（以下「司法解釈」という）により一定の制限が加えられています。

■ 不動産売買契約への不適用

まず注意しなければならないのは、不動産の売買契約については所有権留保特約をしても効力が認められないことです。「司法解釈」第 34 条は、次のように規定しています。

「売買の当事者が契約法第 134 条の目的物の所有権の留保に関する規定を不動産に適用することを主張した場合、人民法院はこれを支持しない。」

したがって、不動産の売買代金が分割払いされる場合には、売主は所有権留保以外の方

法で代金の支払いを担保することを検討しなければなりません。

■ 売主の取戻権とその制限

所有権留保特約がある場合において、目的物の所有権が移転する前に買主が以下のいずれかの行為により売主に損害を及ぼしたときは、売主は目的物を買主から取り戻すことができます（「司法解釈」第 35 条第 1 項）。

- (1) 約定に従って代金を支払わない場合
- (2) 約定に従って特定の条件を完了させない場合
- (3) 目的物の売却、質入れ又はその他の不当な処分をした場合

しかし、次の場合には、売主は取戻権を行使することはできません（「司法解釈」第 36 条）。

- (a) 買主が目的物の代金総額の 75%以上を支払っている場合
- (b) 買主が目的物を売却、質入れ又はその他の処分をし、第三者が目的物の所有権又はその他の物権を善意取得した場合

上記（a）の制限は日本法にはない制限なので、特に注意する必要があります。

■ 買主の受戻権による制限

売主が目的物を取り戻した場合であっても、買主は、取り戻しの原因となった事由を一定の期間内に解消すれば目的物を受け戻すことができます（「司法解釈」第 37 条第 1 項）。たとえば、買主が代金を期限に弁済しなかったために売主が目的物を取り戻したような場合でも、買主は、一定の期間内に約束の代金を支払えば、目的物を引き渡すように要求することができます。

受戻権を行使することができる「一定の期間」は、買主と売主が協議により合意するか又は売主が指定することができます。この受戻権行使期間内に買主が目的物を取り戻さない場合には、売主は目的物を別途再売却することができます（「司法解釈」第 37 条第 2 項）。換言すると、売主は、受戻権行使期間が経過するまで目的物を第三者に再売却することができません。この点も日本法とは大きく異なりますので、注意する必要があります。

■ 目的物の再売却と清算義務

売主が取り戻した目的物を第三者に売却した場合、売主には清算義務があります。すなわち、売主は、再売却代金から、①目的物の取戻し及び保管費用、②再売却の費用、③利息、④元の買主の未払代金を順次控除し、余剰がある場合は、それを元の買主に返還しなければなりません（「司法解釈」第37条第3項前段）。

再売却代金が上記費用等の合計額に不足する場合、売主は元の買主に賠償を請求することができます（「司法解釈」第37条第3項前段）。但し、元の買主が売主による第三者への売却価格が市場価格より明らかに低いことを証明した場合には、元の買主はその限度で賠償義務を免除されることになります。

なお、目的物を再売却する前であっても、取り戻した目的物の価値が著しく減少している場合には、売主は買主に損失の賠償を要求することができます（「司法解釈」第35条第2項）。

【久田眞吾】

久田・橋口法律事務所

ウェブサイト：<http://www.lexhh.com/> 電子メール：info@lexhh.com



本ニュースレターの掲載内容の著作権は当事務所に帰属します。
本ニュースレターの内容につきましては正確を期しておりますが、思わぬ誤解があるかもしれません。また、意見にわたる部分は作成時における法制、実務等の事情に基づく一般論であり、個別具体的な事案の処理にそのまま適用できるとは限りません。個別事案の処理にあたっては、必ず関係政府機関又は専門家にご確認いただきますようお願い申し上げます。
本ニュースレターにつき、ご意見、ご質問等がございましたら、当事務所ウェブサイトのお問い合わせページ又は上記電子メールアドレスまでお気軽にご連絡ください。